



**JASDAQ**

平成 19 年 6 月 11 日

各 位

会社名 大東港運株式会社  
代表者名 取締役社長 曾根好貞  
(JASDAQ・コード9367)  
問合せ先 取締役 中丸英実  
電話番号 03-5476-9701

### 訴訟の判決に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 12 日付でお知らせいたしましたエンゲルハード・メタルズ・ジャパン株式会社との損害賠償請求事件に関し、平成 19 年 6 月 11 日最高裁判所において原判決の一部を東京高等裁判所に差し戻す旨の判決がなされましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 判決があった裁判所および年月日

最高裁判所第二小法廷 平成 19 年 6 月 11 日

2. 上告人

- (1)名 称 エンゲルハード・メタルズ・ジャパン株式会社  
(2)所在地 東京都港区芝公園一丁目 1 番 12 号 芝公園電気ビル3 階  
(3)代表者の氏名 代表取締役 桑原 秀樹

3. 訴訟の提訴から判決に至るまでの経緯

平成 11 年 5 月 25 日、エンゲルハード・メタルズ・ジャパン株式会社(以下エンゲル)よりニッケル地金の保管に際し、営業倉庫である当社に対し寄託契約の債務不履行に基づく損害賠償請求が東京地方裁判所に提訴されました。

エンゲルはニッケル地金の購入取引を開始した際、株式会社アイ・ディ・アイ・シー経由で、カントーメタル株式会社(以下カントー)(平成 10 年 3 月 11 日付平成 10 年(フ)第 490 号にて東京地方裁判所より破産宣告を受ける)に商品代金を支払っておりました。

エンゲルは購入した商品を当社に保管する事に合意し当社倉庫に寄託しましたが、当社倉庫において、ニッケル地金以外の劣悪品とすりかえる等の不正行為がカントーおよび同社物流部門によって行われた事を放任するとともに、この不正に加担した等の理由から当社を提訴し判決において 211 万 8,732 米ドル(2 億 6,462 万 9,626 円)が確定し当社の主張が棄却されました。

しかし、当社には寄託契約上の通知義務違反がなく主張が容認されないことを不服とし、平成 16 年 7 月 15 日東京高等裁判所に控訴し、平成 18 年 4 月 20 日当社の主張が全面的に認められ当社勝訴の判決を受けました。エンゲルはこれを不服として平成 18 年 5 月 8 日最高裁判所に上告提起および上告受理申立てを行いました。

平成 19 年 6 月 11 日最高裁判所において原判決のうち当社の通知義務違反等によりエンゲルが損害を被ったことを理由とする損害賠償請求に関する部分を破棄し、東京高等裁判所に差し戻す旨の判決がなされました。

#### 4. 業績に与える影響

平成 18 年 4 月 20 日東京高等裁判所判決のとおり当社には寄託契約上の通知義務違反がございませんので、差戻審においても敗訴することはないと見込んでおります。

また、現時点においてこの判決により当社の業績に与える影響はございません。

なお、今後本訴訟に関し開示内容に変更が発生した場合は速やかに適時開示いたします。

以 上